西東京市職員の懲戒処分の指針

第1 目的

本指針は、職員が、地方公務員として遵守すべき義務に違反した場合の責任を明確にするとともに、職員の非違行為を未然に防止する目的から定めたものである。

第2 懲戒処分の意義

懲戒処分は、職員の義務違反に対して、組織内の規律と公務遂行の秩序を維持する ために、その道義的責任を問う行政処分である。

第3 懲戒処分等の種類

(1) 懲戒処分

任命権者は、地方公務員法第29条第1項に基づき、職員が次のいずれかに該当する場合は、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- ア 法令等に違反した場合
- イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合
- (2) 指導上の措置
- ア 訓告 市長名で、副市長が文書により行う注意
- イ 文書注意 副市長名で、所属部長等が文書により行う注意
- ウ 口頭注意 所属部長等が口頭により行う注意

第4 基本事項

本指針においては、非違行為の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な 処分量定を掲げている。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の熊様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度
- (2) 非違行為を行なった職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の 度合い
- (3) 日常の勤務態度及び常習性など非違行為を行った職員固有の事情等のほか、適宜、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定にかかわらず免職等の処分を することもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重するとともに、非違行為を行った職員が、管理監督者の職にある場合には、懲戒処分の対象となるだけではなく、降任などの分限処分をすることもあり得る。

第5 標準例

別表のとおり

第6 内部通報及び告発関係

- (1) 非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
- (2) 非違行為の事実を、自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できるものとする。
- (3) 職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、刑事訴訟法に 定めるところにより告発又は告訴を行う。

第7 職員の懲戒処分の公表基準

西東京市長が地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行った場合は、次の基準により公表する。

(1) 公表基準

ア 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)

イ 管理監督者の職にある者の非違行為に対して、懲戒処分と併せて行った分限降任 処分

ウ 上記ア又はイ以外で、特に市民の関心の大きい事案又は社会に及ぼす影響の著し い事案

(2) 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

(3) 公表する内容

個人が識別されないことを基本として、原則次のとおりとする。

- ア 発生年月日
- イ 職層
- ウ所属部名
- エ 年齢及び性別
- 才 事件概要
- 力 処分内容

キ 処分年月日

ただし、免職を行った場合、又は争議行為等、社会に及ぼす影響が大きい事案は、所属、職名及び氏名等の個人情報を公表する場合がある。

(4) 公表時期及び方法

ア懲戒処分を行った後に、速やかに公表する。

イ 公表は資料提供及び市ホームページの掲載により行う。

第8 適用

令和3年12月1日

この指針は、適用日以後に行った非違行為等について適用する。